

中小企業等経営強化法

経営革新計画申請の手引き



静岡県

経営革新計画

静岡県経済産業部商工業局 経営支援課

平成 28 年 7 月 版

目 次

第1章 中小企業等経営強化法に基づく経営革新の概要

1 「経営革新」とは	1
2 「新事業活動」とは	3
3 「経営の相当程度の向上」とは	4
4 海外展開の経営革新計画	5

第2章 申請書の作成・提出

1 申請に必要な書類及び記載方法	6
2 経営革新支援窓口	18
3 申請先の行政庁	19
4 申請対象者	21

第3章 計画承認後の手続き

1 実施状況の報告	22
2 計画を変更する場合の承認申請・届出	23

第4章 支援策一覧 26

- (1) 保証・融資の優遇措置
- (2) 補助金による支援措置
- (3) 投資による支援措置
- (4) 販路開拓の支援措置
- (5) 特許取得の優遇措置
- (6) 事業計画への支援措置
- (7) 海外展開への支援措置

第5章 よくある質問 35

○ 承認書(見本) 38

○ お問い合わせ先(経営革新支援窓口一覧) 39

第1章 中小企業等経営強化法に基づく経営革新の概要

あなたの会社の業績を拡大、向上させるため、経営革新計画の作成に取り組みませんか！

1 「経営革新」とは

(1) 制度の趣旨・定義

○国民経済の健全な発展のため、中小企業の創意工夫を前提とした前向きな自助努力により経営の向上を目指す取組を支援します。

※要するに「やる気のある中小企業者」を支援することが趣旨です。

○「経営革新」とは、中小企業者が「新事業活動」を行うことにより、その「経営の相当程度の向上」を図ることです。

※「新事業活動」とは、4つに類型された「新たな取組」 →詳細は3ページ
※「経営の相当程度の向上」とは、「付加価値額」及び「経常利益」の増加 →詳細は4ページ

(2) 経営革新の特徴

- ①全業種の経営革新を支援します。業種による制約条件はありません。
- ②単独の企業だけではなく、任意グループや組合等の柔軟な連携体制での実施が可能です。
- ③具体的な数値目標を含んだ経営革新計画の作成が必要です。
- ④県は、承認企業に対して、進捗状況の調査（フォローアップ調査）を行うとともに、支援機関を通じて必要な指導・助言を行います。
- ⑤経営革新計画の承認は、計画書に記載された商品や技術、サービス等を承認（保証）したのではなく、他企業及び一般個人に対して商取引を推奨するものではありません。
- ⑤外国関係法人等と共同で行う海外展開の事業計画も承認の対象となります。

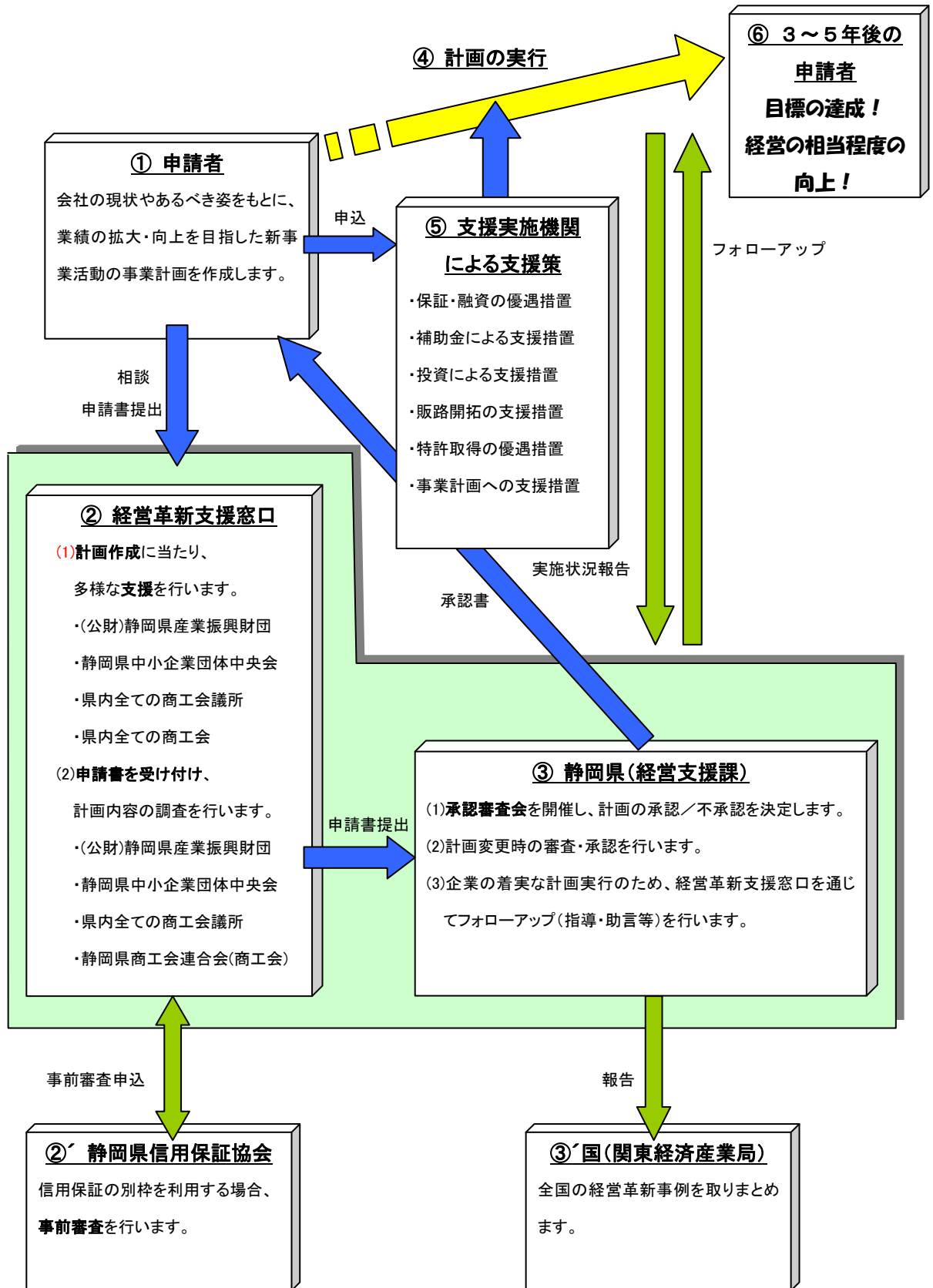
(3) 経営革新のメリット

承認企業へのアンケートの結果、以下のようなメリットが挙げられています。

メリット	割合	内容
①知名度・信用度・顧客満足度の向上	28.7%	・知名度・信用力が向上した ・宣伝、営業が行いやすくなった など
②技術力・開発力の向上	26.1%	・自社の新商品を開発できた ・客観的評価が可能になった など
③経営全般	25.0%	・社内の意識が向上した ・中長期計画の立案が可能となった など
④資金調達	20.2%	・金融機関への信用力が向上した ・借入枠や保証枠が広がった など

※承認企業 261 社による複数回答（平成 26 年度実施フォローアップ調査より）

経営革新計画の申請・作成のイメージ



2 「新事業活動」とは

(1) 新事業活動のポイントと具体的事例

経営革新計画の承認の対象となる「新事業活動」とは、次の①～④の4種類の「新たな取組」のいずれかに該当するものをいいます。(複数の類型に該当する場合があります。)

- ① 新商品の開発または生産
- ② 新役務(サービス)の開発または提供
- ③ 商品の新たな生産または販売の方式の導入
- ④ 役務(サービス)の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

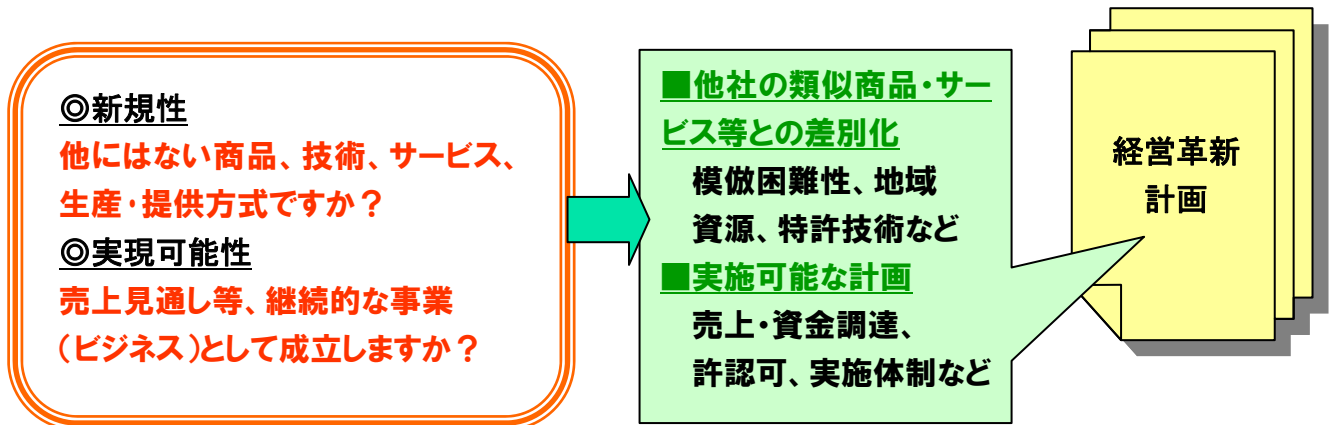
上記①～④の海外展開に係る事業も承認の対象となります。(詳細は5ページ)

(2) 「新たな取組」の基準

中小企業者の独自性の高い技術やノウハウに基づく新しい事業への取組であって、

- ① 業種ごとの当該技術等の導入状況や、
- ② 地域性の高いものについては、同一地域で他社における当該技術等の導入状況から新規性を判断します。

■ 審査で問われるポイントは・・・



- 個々の申請者にとって新たな取組であっても、同業・異業種問わず、自社の商圈や事業領域において、他社により既に相当程度普及・提供されている商品やサービス、技術・方式等の導入については承認の対象となりません。
- 販売代理店としての事業や、機械・設備の更新を主目的とする事業は、承認の対象となりません。新たな事業における申請者独自の工夫点を明確にしてください。

他社と類似している取組(商品・サービス・方式)であっても、工夫・改良した点やオリジナル性を掘り下げて明確にし、他が模倣困難な点を模索し、特定することが承認につながります。

※経営革新計画が次に該当する場合には、承認できません。

- ① 経営革新計画が公序良俗に反するまたはそのおそれのあることが明らかな場合
- ② 経営革新計画が関係法令違反またはそのおそれのあることが明らかな場合

3 「経営の相当程度の向上」とは

(1) 経営革新計画の計画期間

計画期間は3～5年です。

(2) 目標とする経営指標

経営革新計画として承認されるためには、事業計画の内容が新たな取組であるとともに、次の

①②両方の経営指標について目標値を設定する必要があります。

① 付加価値額または一人当たりの付加価値額

- ・ 3年計画の場合、計画終了時において9%以上向上
- ・ 4年計画の場合、計画終了時において12%以上向上
- ・ 5年計画の場合、計画終了時において15%以上向上

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} \\ \text{一人当たりの付加価値額} &= \text{付加価値額} \div \text{従業員数} \end{aligned}$$

② 経常利益

- ・ 3年計画の場合、計画終了時において3%以上向上し、終了年度の利益は黒字
- ・ 4年計画の場合、計画終了時において4%以上向上し、終了年度の利益は黒字
- ・ 5年計画の場合、計画終了時において5%以上向上し、終了年度の利益は黒字

$$\text{経常利益} = \text{営業利益} - \text{営業外費用}$$

(注) 本法における経営革新では、「経常利益」の算出方法が通常の会計原則とは異なります。

■ (例) 5年計画のケース

申請直近期末の付加価値額が1億円で、経常利益が100万円である場合、5年後の付加価値額が1億1,500万円以上かつ経常利益が105万円以上となる計画を作成する必要があります。

また、5年計画で申請直近期末の経常利益がマイナス100万円で、終了年度がマイナス95万円である場合は、5%の向上となりますが、このような計画は承認しないこととします。計画終了年度の経常利益は、黒字となる計画を作成する必要がありますので注意してください。

※付加価値額、経常利益の伸び率の計算方法は、以下のとおりです。

A : 申請直近期末値

B : 計画終了年度末値

$$\text{伸び率}(\%) = (B - A) \div |A| \times 100$$

4 海外展開の経営革新計画

中小企業者等が外国関係法人等（海外子会社等）と共同で行う経営革新計画も承認の対象となります。

(1) 外国関係法人等とは

外国関係法人等とは、中小企業者等がその経営を実質的に支配していると認められる外国法人または外国の団体であり、具体的には以下のイ～へのいずれかの要件を満たすものです。

	外国関係法人等の 株式等の総数または総額の一定水準	外国関係法人等の 役員数に占める一定比率
イ	中小企業者等が 50%以上を所有	条件なし
ロ	中小企業者等が 40%以上 50%未満を所有	中小企業者等の役員等が 50%以上を占める
ハ	中小企業者等が 20%以上 40%未満を所有 かつ筆頭株主	中小企業者等の役員等が 50%以上を占める
ニ	子会社等または中小企業者等及び子会社等が 50%以上を所有	条件なし
ホ	子会社等または中小企業者等及び子会社等が 40%以上 50%未満を所有	子会社等または中小企業者等及び子会社等の役員等 が 50%以上を占める
ヘ	子会社等または中小企業者等及び子会社等が 20%以上 40%未満を所有かつ筆頭株主	子会社等または中小企業者等及び子会社等の役員等 が 50%以上を占める

※子会社等とは、子会社（中小企業者等と上記イ、ロ、ハの関係にある者）及び外国子会社（中小企業者等と上記イ、ロ、ハの関係にある外国法人等）をいう。

(2) 海外展開の経営革新計画の具体的な事例

- ・ 中小企業が海外消費者のニーズに合った新商品を開発、製造し、海外子会社で販売する。
- ・ 既に海外子会社で飲食業を展開している中小企業が新たに他国で飲食業を始める。
- ・ 既存取引先の海外展開に伴い、自社でも海外子会社を設立して、または、既存の海外現地法人を通して、海外で製造ライン等を新設する。

第2章 申請書の作成・提出

1 申請に必要な書類及び記載方法

(1) 申請に必要な書類

1	<p>経営革新計画に係る承認申請書（様式第1号、別表1～7、添付資料の正本）</p> <table border="0"> <tr> <td>様式第1号</td> <td>承認申請書</td> <td>別表4</td> <td>設備投資計画及び運転資金計画</td> </tr> <tr> <td>別表1</td> <td>経営革新計画</td> <td>別表5</td> <td>組合等の負担金の賦課の基準</td> </tr> <tr> <td>別表2</td> <td>実施計画と実績</td> <td>別表6</td> <td>関係機関への連絡希望</td> </tr> <tr> <td>別表3</td> <td>経営計画及び資金計画</td> <td>別表7</td> <td>公表に関するお願い</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>添付資料</td> <td>外国関係法人等の概要</td> </tr> </table> <p>※ 別表5は、単独・複数の中小企業者が申請する場合は提出の必要はありません。 ※ 添付資料 外国関係法人等の概要は、海外展開の経営革新計画のみ提出が必要です。</p>	様式第1号	承認申請書	別表4	設備投資計画及び運転資金計画	別表1	経営革新計画	別表5	組合等の負担金の賦課の基準	別表2	実施計画と実績	別表6	関係機関への連絡希望	別表3	経営計画及び資金計画	別表7	公表に関するお願い			添付資料	外国関係法人等の概要	1部
様式第1号	承認申請書	別表4	設備投資計画及び運転資金計画																			
別表1	経営革新計画	別表5	組合等の負担金の賦課の基準																			
別表2	実施計画と実績	別表6	関係機関への連絡希望																			
別表3	経営計画及び資金計画	別表7	公表に関するお願い																			
		添付資料	外国関係法人等の概要																			
2	1の写し（様式第1号、別表1～7、添付資料の写し）	1部																				
3	<p>法人の場合 履歴事項全部証明書及び中小企業者等の定款（写し）</p> <p>個人事業の場合 印鑑証明書または代表者の住民票</p> <p>※住民票は、必ずマイナンバー（個人番号）が記載されていないものをご用意ください。</p>	2部																				
4	<p>中小企業者の最近3期間の決算書</p> <p>（決算書がない場合、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）</p>	2部																				

■複数の中小企業者、組合等が共同で申請する場合、参加している全ての個別中小企業者について、それぞれ上記の書類を用意してください。

■申請書の様式は、県経営支援課及び(公財)静岡県産業振興財団、商工会・商工会議所等で用意しています。なお、県ホームページからダウンロードできます。

県経営革新ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-550/keieikakushin.html>

(2) 記載方法

●（様式第1号）経営革新計画に係る承認申請書

様式第1号	経営革新計画に係る承認申請書	年 月 日
静岡県知事 氏 名 様	住 所 ○○市○○町○○-○	
	名 称 及 び △△工業株式会社	
	代表者の氏名 代表取締役 □□ □□ 印	
<p>中小企業等経営強化法第8条第1項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。</p>		
<p>共同で経営革新計画を実施する場合には、当該計画の代表者の名称及びその代表者を記載し、代表者以外の経営革新参加企業については、申請書の余白に企業名を記載してください。</p>		

●（別表1）経営革新計画

他社、大学、公設試などと連携して実施する場合は、漏れなく記入してください。

業種名は、「日本標準産業分類」に掲げる小分類を記載してください。

・どのような新たな取組を行うのか。
 ・なぜそのような事業を行うのか。
 ・事業のどのような点が新たな取組なのか。
 等計画のポイントを記載してください。

①申請者名・資本金・業種		②実施体制	
申請者名：〇〇工業株式会社 資本金：〇〇〇千円 業種：〇〇製造業（〇〇〇）		新商品△△の製造については××株式会社と連携して行う。 □□試験については工業技術研究所と共同で行う。	
新事業活動の類型		経営革新の目標	
計画の対象となる類型全てに丸印を付ける。 ①新商品の開発又は生産 ②新役務の開発又は提供 ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入 ④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動		経営革新計画のテーマ：新商品△△の開発 当社は、従来、受注型の企業として、地域の親企業等からの発注に応じて、〇〇商品を生産していた。しかし、最近の業況から、受注生産だけでは生き残れないとの思いが強くなった。そこで、長年培った〇〇技術を活かして、△△といった特徴を持つ新商品△△を開発した。本商品の営業体制を確立し、販路を開拓していく。	
③経営革新の内容及び既存事業との相違点 当社は、〇〇年に設立した企業であり、これまで親企業からの発注に応じて、〇〇商品を生産していた。以前から、商品の耐久性、安全性の面では好評価を博していたが、最近の景気の状態を見ると、今後の先行きに不安があり、これまでの受注生産から脱却する必要性を感じている。 そこで、これまでに培った〇〇技術をベースに新商品△△を開発する。今回当社が開発した△△は、△△が特徴であり、既存商品に比べ生産性を2倍にアップすることが可能となる。これにより、他社との差別化が図られる。 試作品を既存取引先で試験的に使用してもらったところ、概ね好評であった。今後は試験機関で□□の試験も実施していく予定である。 当社は、需要拡大が見込まれる〇〇市場にいち早く参入し、本商品を自社ブランドとして完成させ、全社をあげて販売促進活動に取り組むことで、売上の向上及び利益率の増加を図り、経営革新を実現していく。			
④経営の向上の程度を示す指標		現 状（千円）	計画終了時の目標伸び率（計画期間）（％）
1	付加価値額	6 2 3 , 8 2 4	3 4 . 3 (2 6 年 4 月 ~ 2 9 年 3 月 (3 年 計 画))
2	一人当たりの付加価値額	5 , 4 2 5	2 5 . 6
3	経常利益	6 9 , 0 7 0	2 0 . 2

他社から特許等を譲り受けて新たな取組を行う場合には、承継する特許等について記載してください。

計画の年数（3～5年）と付加価値額（または一人当たりの付加価値額）の伸び率と経常利益の伸び率を記入してください。（※計算方法は4ページを参照）
 ※伸び率は、小数点以下第2位を四捨五入して算出します。

- ①「申請者名・資本金・業種」の業種は、日本標準産業分類に掲げる小分類を記載すること。
- ②「実施体制」は、自社の経営革新を他社、大学・研究機関などと連携（他社への製造委託や大学との共同研究など）して行う場合には、その連携先と連携内容について記載すること。また、海外展開の経営革新計画の場合は、外国関係法人（現地子会社等）の法人名を記載すること。
- ③「経営革新の内容」については、自社の現状、経営課題、解決策、新たな取組内容、効果等を具体的に記述すること。特に新たな取組内容について詳しく記述すること。
- ④「経営の向上の程度を示す指標」は、付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額）または一人当たりの付加価値額のいずれか及び経常利益（営業外費用を含み、営業外収益は含まない。）を用いること。付加価値額、一人当たりの付加価値額及び経常利益をそれぞれ記載すること。

○人件費→ 以下の各項目の全てを含んだ総額とすること。ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を掛けることによって算出すること。

- ・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含んだもの）
- ・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入
- ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合の当該費用

○減価償却費 → 以下の各項目の全てを含んだ総額とすること。ただし、把握できない費用項目については省くこと。

- ・減価償却費（製造原価報告書、販売費及び一般管理費に計上されるもの。繰延資産の償却額を含む。特別損失に計上されるものは含まない。）
- ・リース・レンタル費用（損金算入されるもの）

○一人当たりの付加価値額

- ・勤務時間によって人数を調整すること。
- ・従業員の定義については、付加価値額の定義と整合性のとれるものとする必要がある。例えば、派遣労働者や短時間労働者に係る経費を付加価値額に算入した場合は、分母にも加える必要がある。（その際には、勤務時間によって人数を調整する必要がある。）

■具体的な計画内容がわかるように、商品・サービスのイメージ図やフロー図、比較表などを適宜添付してください。

● (別表2) 実施計画と実績

「1-1」は1年目の計画の第1四半期を表します。
 「2-4」は2年目の第4四半期を表します。

実績欄は申請段階では記載する必要はありません。

参加中小企業者名 ○○工業株式会社

番号	①計 画				②実 績		
	実 施 項 目	評価基準	評価頻度	実施時期	実施状況	効果	対策
1	安全で効率的な生産方式の開発	安全委員会の評価	毎月	1-1 ~ 1-3			
1-1	○○部分の安全な△△方法の開発	製造原価	1年	1-3			
1-2	効率的な○○××装置の開発	製造原価	1年	1-3			
2	○○商品の新規開拓営業体制の確立	○○商品の売上	毎週	2-1 ~ 2-4			
2-1	マネージャーと担当営業の2名専任体制の確立	○○商品の売上	毎月	2-1			
2-2	○○商品を切り口に新規開拓した顧客に対する他の印刷物提案営業活動	新規顧客の売上	毎月	2-4			
3	次期バージョンの新○○商品の開発	新商品の売上	毎月	3-1 ~ 3-3			
3-1	○○××装置の開発	製造原価	1年	3-2			
3-2	○○××装置を利用した○×商品の新規開拓営業体制の確立	○×商品の売上	毎週	3-3			

実施する事業項目を記載してください。
 計画において、どのようなことを実施するのか具体的に明記してください。
 特許の取得を計画に盛り込んでいる方は、「特許の取得」、「○○の技術開発」等の言葉を入れてください。

■①「計画」欄

- 番号 → 1、2、1-1、1-2、1-1-1、1-1-2 というように、実施項目を関連づけて記載すること。
- 実施項目 → 具体的な実施内容を記載すること。
- 評価基準 → 定量化できるものは定量化した基準を設定することとするが、定性的な基準でも可とする。
- 評価頻度 → 自社で計画の進捗状況を評価する頻度または時期を毎日、毎週、毎月、隔月、半年、1年、半年後、1年後などと記載すること。
- 実施時期 → 実施項目を開始する時期を4半期単位で記載すること。
1-1は初年の最初の四半期に開始、3-4は3年目の第4四半期に開始することを示す。
なお、複数期にわたって実施する項目については、1-1～1-3という記載でも可とする。

■②「実績」欄は、経営革新計画が実施された後、申請者が計画の実施状況を把握することを容易にするためのもので、申請の段階で記載する必要はないが、計画の進捗に応じ、以下のとおり記載すること。

- 実施状況 → ◎…計画通り実行できた。 ○…ほぼ計画通り実行できた。
△…実行したが不十分だった。 ×…ほとんど実行できなかった。
- 効果 → ◎…効果が十分上がった。 ○…ほぼ予定の効果が得られた。
△…少し効果があった。 ×…ほとんど効果がなかった。
- 対策 → 実施状況に応じて、追加対策を実施することとした場合は、追加した実施項目を記載すること。

※ なお、経営革新計画が承認された場合には、決算期ごとに実績報告をしていただきます。
上記のとおり、4段階で自己評価したうえで提出してください。

● (別表3) 経営計画及び資金計画

別表3は企業全体の事業計画を記入

組合の場合またはグループの場合は、参加する構成員ごとに別表3を作成してください。

参加中小企業者名

〇〇工業株式会社

(単位 千円)

	2年前 (26年3月期)	1年前 (27年3月期)	直近期末 (28年3月期)	1年後 (29年3月期)	2年後 (30年3月期)	3年後 (31年3月期)	4年後 (32年3月期)	5年後 (33年3月期)
①売上高	2,444,210	2,570,008	2,412,047	2,500,000	2,700,000	3,000,000		
②売上原価	1,903,218	1,924,208	1,837,606	1,915,000	2,000,000	2,203,000		
③売上総利益 (①-②)	540,992	645,800	574,441	585,000	700,000	797,000		
④販売費及び 一般管理費	515,141	518,730	504,371	520,000	627,000	712,000		
⑤営業利益	25,851	127,070	70,070	65,000	73,000	85,000		
⑥営業外費用	1,500	1,200	1,000	2,500	3,000	2,000		
⑦経常利益 (⑤-⑥)	24,351	125,870	69,070	62,500	70,000	83,000		
⑧人件費	550,600	533,506	504,870	530,000	600,000	700,000		
⑨設備投資額	38,743	26,202	3,452	165,000	35,000	50,000		
⑩運転資金	48,800	51,400	48,200	50,000	40,000	40,000		
⑪減価償却費	普通償却額	60,904	58,497	48,884	45,000	44,000	43,000	
	特別償却額	0	0	0	40,000	6,000	10,000	
⑫付加価値額 (⑤+⑧+⑪)	637,355	719,073	623,824	680,000	723,000	838,000		
⑬従業員数	123	115	115	118	123	123		
⑭一人当たりの付 加価値額(⑫÷⑬)	5,182	6,253	5,425	5,763	5,878	6,813		
⑮資金調達額 (⑨+⑩)	政府系金融 機関借入	-	-	-	200,000	30,000	0	
	民間金融 機関借入	-	-	-	0	0	30,000	
	自己資金	-	-	-	15,000	45,000	60,000	
	その他	-	-	-	0	0	0	
合計	-	-	-	215,000	75,000	90,000		

「製造原価報告書」と「販売費及び一般管理費」に計上されている減価償却費の合計額を記載してください。
(特別損失に計上されているものは含みません。) ※詳細は8ページを参照

■各種指標の算出式

- 「経常利益」： 営業利益－営業外費用
- 「付加価値額」： 営業利益＋人件費＋減価償却費
- 「一人当たりの付加価値額」： 付加価値額÷従業員数
- 「営業利益」： 売上総利益（売上高－売上原価）－販売費及び一般管理費

■付加価値額等の算出方法のチェック

- 人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を算入しましたか。（はい・いいえ）
 - 減価償却費にリース費用を算入しましたか。（はい・いいえ）
 - 従業員数について就業時間による調整を行いましたか。（はい・いいえ）
- ※従業員数調整の結果、小数点以下は切り上げとする。

■「経営計画及び資金計画」の欄

- 直近3年間の決算書から記載すること。
- 創業3年未満の場合は、記入できる範囲を記載すること。
- 資金調達額については、計画期間のみ記載すること。

■実績報告

- 経営革新計画が承認された場合には、決算期ごとに実績報告をしていただきます。

【ここがポイント】

前のページの別表3の数値から、3年後の経営指標の伸び率を計算すると、以下のようになります。
(※計算方法は4ページを参照)

①「付加価値額」または「一人当たりの付加価値額」の伸び率

- ・付加価値額の伸び率 $= (838,000 \text{ 千円} - 623,824 \text{ 千円}) \div 623,824 \text{ 千円} \times 100 = 34.3\% \geq 9\%$
- ・一人当たりの付加価値額の伸び率 $= (6,813 \text{ 千円} - 5,425 \text{ 千円}) \div 5,425 \text{ 千円} \times 100 = 25.6\% \geq 9\%$

②「経常利益」の伸び率 $= (83,000 \text{ 千円} - 69,070 \text{ 千円}) \div 69,070 \text{ 千円} \times 100 = 20.2\% \geq 3\%$

(注) 伸び率は、小数点以下第2位を四捨五入して算出します。

●（別表4）設備投資計画及び運転資金計画

別表4は経営革新計画に係るものを記入

組合の場合またはグループの場合は、
参加する構成員ごとに別表4を作成してください。

経営革新計画を進めるのに必要な機械装置を記入
してください。

参加中小企業者名 ○○工業株式会社

設備投資計画（経営革新計画に係るもの）

（単位 千円）

	機械装置名称	（導入年度）	単 価	数 量	合 計 金 額
1	○○機	（平成 28 年度）	160,000	1	160,000
2	○○機	（平成 29 年度）	15,000	1	15,000
3	○○機	（平成 30 年度）	10,000	1	10,000

運転資金計画（経営革新計画に係るもの）

（単位 千円）

年 度	金 額
平成 28 年度	20,000
平成 29 年度	10,000
平成 30 年度	10,000

●（別表5）組合等が研究開発等事業に係る試験研究費に充てるため
その構成員に対して賦課しようとする負担金の賦課の基準

「賦課の基準」については、生産数量（金額）、
従業員数、出資金等具体的に記載してください。

（単位 千円）

試験研究の名称	年度	賦課基準	負担金の合計 及びその積算根拠	構成員別の賦課金額 及びその積算根拠
1 ○○商品研究開発	×年度	生産数量	○○○,○○○	△△△, △△△
2	年度		(○○円×○○台)	(△△△円×△△社…)
3	年度			(△△△円×△△社…)

●（別表6）関係機関への連絡希望について

計画が承認された場合に、当該承認を受けた計画の内容について下記関係機関に送付することを希望する場合には、当該箇所にお〇を記入してください。

参加中小企業者名 〇〇工業株式会社

承認書類の送付を希望する機関名	送付の希望 有・無
静岡県信用保証協会	<input checked="" type="radio"/> 有・無
株式会社日本政策金融公庫（〇〇〇〇事業）〇〇支店 担当：△△ 〒〇〇〇-〇〇〇〇 △△市△△町〇-〇	<input checked="" type="radio"/> 有・無

具体的な機関、支店の名称、住所を記入してください。担当者が決まっていれば記入してください。

●（別表7）経営革新計画等の公表に関するお願い

「経営革新計画」が承認された場合、記載内容をホームページや事例集等により公表してよろしいでしょうか。以下の該当する項目にお〇印及びホームページアドレス等を記入してください。

経営革新計画の公表にご協力ください。

参加中小企業者名 〇〇工業株式会社

1 経営革新計画事例集への記載

①企業名	<input checked="" type="radio"/> 可・否
②代表者名	<input checked="" type="radio"/> 可・否
③資本金	<input checked="" type="radio"/> 可・否
④従業員数	<input checked="" type="radio"/> 可・否
⑤所在地	<input checked="" type="radio"/> 可・否
⑥電話番号	<input checked="" type="radio"/> 可・否
⑦経営革新計画の概要	<input checked="" type="radio"/> 可・否

この手引きの記入例では、下記4項目を公表します。
 ① 〇〇工業株式会社
 ② 〇〇市〇〇区
 ③ 〇〇製造業
 ④ 新商品△△の開発
 ※公表の可否について、計画承認後改めて確認することはありません。

2 報道機関への資料提供及び県ホームページへの掲載

公表は、下記4項目をセットで行います。

①企業名	<input checked="" type="radio"/> 可・否
②所在地※1	
③業種※2	
④経営革新計画のテーマ※3	

※1 ②の所在地は市町名（政令市は区まで）のみです。番地までは提供しません。（例：「静岡市葵区」（政令市）や「沼津市」のみ）

※2 ③の業種（小分類）は申請書に記載していただいたものです。

※3 ④の経営革新計画のテーマは、申請書に記載していただいたものです。

県ホームページから貴社ホームページへのリンク	<input checked="" type="radio"/> 可・否
------------------------	--------------------------------------

貴社ホームページアドレス http://www.〇〇〇.co.jp

(3) 計画実施主体ごとの申請書の書き方

① 単独の中小企業者が申請する場合

様式第 1 号、別表 1～4 及び別表 6～7 に記入してください。(別表 5 は記入不要です。)

② 複数の中小企業者が共同で申請する場合

まず、代表会社（3 社以内）を決定した上で、

○様式第 1 号「経営革新計画に係る承認申請書」には、代表会社の住所、名称、代表者の氏名を記入してください。

なお、代表会社が複数ある場合は、連名にて申請書を記載してください。

○別表 1、2、6、7 については、共同申請者の分をとりまとめ、代表会社が記入してください。別表 1 の「経営の向上の程度を示す指標」の欄の「付加価値額」、「一人当たりの付加価値額」及び「経常利益」については、共同申請者全体の指標を計算の上、別表 1 に記載してください。

○別表 3、4 については、各個別企業ごとに記載してください。(別表 5 は記入不要です。)

○別表 3、4 については、左肩に参加企業名を記入してください。

○なお、別途、企業名、所在地、代表者名、連絡先を記載した個別参加企業のリストの提出をお願いします。

③ 単一の組合で申請する場合

○様式第 1 号「経営革新計画に係る承認申請書」には、組合の住所、名称、代表者の氏名を記入してください。

○別表 1、2、5、6、7 については、参加する組合の構成員等の分をとりまとめ、代表者が記入してください。別表 1 の「経営の向上の程度を示す指標」の欄の「付加価値額」、「一人当たりの付加価値額」及び「経常利益」については、参加する組合の構成員等全体の指標を計算の上、別表 1 に記載してください。

○別表 3、4 については、参加する組合の構成員等ごとに記載してください。

○別表 3、4 については、左肩に参加する組合の構成員等の企業名を記入してください。

○なお、別途、企業名、所在地、代表者名、連絡先を記載した個別参加企業のリストの提出をお願いします。

※協業組合・企業組合は単独の中小企業者と同様に上記①の申請をします。

※事業協同組合・商工組合等が構成員を含まない組合本体の共同事業について経営革新を行う場合は、実施主体は組合のみとなり、単独の中小企業者と同様に上記①の申請をします。

④ 複数の組合が共同で申請する場合

まず、代表となる組合（3 組合以内）を決定した上で、

○様式第 1 号「経営革新計画に係る承認申請書」には、代表組合の住所、名称、代表者の氏名を記入してください。代表組合が複数ある場合は、連名にて申請書を記載してください。

○別表 1、2、5、6、7 については、参加する組合の構成員等の分をとりまとめ、代表者が記入してください。別表 1 の「経営の向上の程度を示す指標」の欄の「付加価値額」、「一人当たりの付加価値額」及び「経常利益」については、参加する組合の構成員等全体の指標を計算の上、別表 1 に記載してください。

○別表 3、4 については、参加する組合及び組合の構成員等ごとに記載してください。

○別表 3、4 については、左肩に参加する組合の構成員等の企業名を記入してください。

○なお、別途、企業名、所在地、代表者名、連絡先を記載した個別参加企業のリストの提出をお願いします。

(4) 海外展開の経営革新計画における留意点

● (別表 1) 経営革新計画

経営革新の内容及び既存事業との相違点で、中小企業者（申請者）と外国関係法人等の役割を具体的に記載してください。

● (別表 4) 設備投資計画及び運転資金計画

設備投資計画：外国関係法人等が海外で購入するものはかっこ書きで記入してください。

運転資金計画：海外における事業に必要な運転資金はかっこ書きで記入してください。

● (添付資料) 外国関係法人等の概要

参加中小企業者名 ○○製作株式会社

申請者と共同で事業を行う外国関係法人等の内容を記載してください。

1 外国関係法人等の概要

(1) 企業名	××CO., LTD	(2) 企業所在地	・ ・ ・ , Bangkok, Thailand
(3) 代表者職氏名	Managing Director △△△△	(4) 資本金	200,000THB
(5) 設立年月	平成 20 年 4 月	(6) 従業員の状況	役員 1 人 従業員 8 人 合計 9 人
(7) 事業内容	自動車部品の製造		

2 外国関係法人等の株主及び役員一覧

	株主	株式数	割合
1	○○製作株式会社	2,800	93.3%
2	△△△△	200	6.7%
	総 数	3,000	100.0%

	役職名	役員氏名	企業名及び役職名
1	Managing Director	△△△△	○○製作株式会社 代表取締役
2			

2 経営革新支援窓口

県内の中小企業支援機関で経営革新の支援窓口を開設しています。まずは、お近くの支援窓口までご相談ください。

【経営革新支援窓口】

(公財)静岡県産業振興財団、商工会・商工会議所、県中小企業団体中央会に開設しています。
※連絡先などは39ページの「お問い合わせ先（経営革新支援窓口 一覧）」をご覧ください。

(1) 窓口相談について

- 経営革新の制度（対象者の要件、経営革新計画の内容、申請手続き、支援策の内容等）について、経営革新支援窓口までお気軽にご相談ください。
- 窓口では、申請書の書き方、ビジネスプランの作成方法等のアドバイスを受けることができます。
- 窓口では、専門家派遣等の多様な支援事業を行っています。

窓口相談	経営革新の制度や経営革新計画の作成方法などについて相談を受けることができます。また、具体的な経営革新計画の作成についても支援を受けられます。
専門家派遣	経営革新計画の承認を目指す中小企業者等に専門家が派遣され、個別的な課題に対しアドバイスを受けることができます。
情報提供	セミナー等を通じて、経営革新計画の承認に必要な情報、ノウハウ、ビジネスプラン作成、マーケティングリサーチ等の情報を収集できます。

(2) 経営革新計画の提出（申請）について

- 申請に必要な書類を作成したら、経営革新支援窓口へ提出してください。
- 窓口では、計画内容等について調査・アドバイスを行います。
- 窓口の調査が終了すると、申請書類は窓口から静岡県に提出され、承認審査会にかけられます。
- なお、信用保証の別枠（27ページの①）の利用を希望する場合には、県信用保証協会向けの「事前審査仮申込書」を窓口へ提出してください。（※詳細は窓口までお問い合わせください。）

(3) 制度全般に関するお問い合わせ

静岡県経済産業部 経営支援課

電話 054-221-2526

3 申請先の行政庁

経営革新計画の申請先は、

- (1) 個別中小企業者による申請、または個別中小企業者が共同で行う申請の場合
- (2) 組合等による申請の場合

によって異なります。

例えば、静岡県内に本社（登記上の本社）のある中小企業者が単独で申請する場合は、静岡県への申請となります。（お近くの経営革新支援窓口（39 ページ）で受け付けています。）

(1) 個別中小企業者による申請、または個別中小企業者が共同で行う申請の場合

① 1社単独の場合

申請者	本社所在地	事業場所	申請先
a 社のみ	静岡県	静岡県または県外	静岡県

② 複数社共同の場合（代表 1 社）

申請者	本社所在地	事業場所	申請先
a、b、c 社の共同申請 a 社が代表の場合	静岡県 (代表 a 社の本社所在地)	静岡県または県外	静岡県

③ 複数社共同の場合（代表 3 社）

申請者	本社所在地	事業場所	申請先
a、b、c、d、e 社の共同申請 a、b、c 社が代表の場合	静岡県 (代表 3 社の本社がすべて静岡県に存在)	静岡県または県外	静岡県
	静岡県、静岡県以外 (代表 3 社の本社が静岡県のほか県外に存在。ただし代表 3 社の本社所在地が同一の地方局管内の場合)	静岡県または県外	事業所管省庁の 地方局または 経済産業省の地方局
	静岡県、静岡県以外 (代表 3 社の本社が静岡県のほか県外に存在。ただし代表 3 社が同一の地方局の区域を越える場合)	静岡県または県外	事業所管省庁 または中小企業庁

(2) 組合等による申請の場合

① 1 組合等単独の場合

申請者	主たる事務所所在地	事業場所	申請先
1 組合等単独の場合	静岡県	静岡県内	静岡県
		静岡県及び県外	事業所管省庁の 地方局または 経済産業省の地方局
		全国	事業所管省庁 または中小企業庁

② 複数組合等その他共同の場合

申請者	主たる事務所所在地	事業場所	申請先
複数組合等その他共同 の場合（代表 1 名） （a 組合等（代表）、b 組合等、c 社、d 社）	静岡県 （代表 a 組合等の主たる 事務所が静岡県に存在）	代表 a 組合等が 静岡県内で活動	静岡県
		代表 a 組合等が 静岡県及び県外で活動 （活動エリアが同一の 地方局管内の場合）	事業所管省庁の 地方局または 経済産業省の地方局
		代表 a 組合等が 静岡県及び県外で活動 （活動エリアが同一の地 方局の区域を越える場合）	事業所管省庁 または中小企業庁

4 申請対象者

経営革新計画の申請ができるのは、次の(1)、(2)に掲げる中小企業者及び組合等です。

(1) 中小企業者として本法の対象となる法人及び個人の基準

(いずれかの基準に該当する者)

主たる事業を営んでいる業種	資本金基準 (資本の額または出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種 (下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車または航空 機用タイヤ及びチューブ製造業並 びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業(下記以外)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業または情報処理 サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

(注) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

(2) 中小企業者として本法の対象となる組合及び連合会

組合及び連合会	中小企業者となる要件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、 水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、 商店街振興組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組 合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組 合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、鉱工業技術研究組合	直接または間接の 構成員の2/3以上が 中小企業者であること

(注) ①企業組合及び協業組合も中小企業者として本法の対象となります。

②一般社団法人のうち、その直接または間接の構成員の2/3以上が中小企業者であるものについては、
本法の対象となります。

③漁業協同組合(漁協)は本法の対象ではありません。

※上記以外の個人、法人については、よくある質問(35ページ)をご覧ください。

第3章 計画承認後の手続き

経営革新計画の実施中は、定期的に計画の進捗状況を把握し、自己評価を行うことが大切です。各事業年度が終了したら、速やかに「経営革新計画の実施状況報告書（様式第4号）」を、また、計画内容に変更が生じたら、「変更に係る承認申請書（様式第2号）」または「変更に係る届出書（様式第3号）」を、それぞれ経営革新計画を申請した支援窓口（39ページ）に提出してください。

1 実施状況の報告

各事業年度（決算）の終了後、速やかに次の書類を提出してください。

当報告のほか、経営革新支援窓口担当者による訪問調査を通じて、事業の実施状況等の把握、助言を行っておりますので、ご協力をお願いします。

1	経営革新計画の実施状況報告書（様式第4号、実績を記載した別表2～3）	1部
2	中小企業者の最近1期間の決算書	1部

※報告書の様式は、県経営支援課、（公財）静岡県産業振興財団及び商工会・商工会議所等で用意しています。なお、県ホームページからもダウンロードできます。

県経営革新ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-550/keieikakushin.html>

[記載方法]

●（様式第4号）経営革新計画の実施状況報告書

様式第4号

経営革新計画の実施状況報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 ○○市○○町○○-○
名称及び △△工業株式会社
代表者の氏名 代表取締役 □□ □□ 印

経営革新計画承認書の静岡県知事印押印の上の承認日付です。（申請日ではありません）

年 月 日付で承認を受けた経営革新計画の 年の実施状況を別紙のとおり報告します。

（添付書類）

- 別表2 実施計画と実績（実績欄に記載してください。）
- 別表3 経営計画及び資金計画（実績値を記載してください。）
- 直近の決算書

別表2の実績欄の記載方法は、10ページをご覧ください。

別表3のコピーに実績を記入し、提出してください。（計画値の下段に実績を朱書きで記入してください。実績のみを記載した別紙を作成する場合、計画値（申請書）のコピーを添付してください。）

2 計画を変更する場合の承認申請・届出

経営環境の変動等により承認を受けた経営革新計画を変更しなければならない場合は、静岡県（承認を受けた行政庁）への承認申請、届出が必要となります。

また、諸事情により当該計画の遂行が困難となり、事業を廃止せざるを得なくなった場合は、経営革新計画を申請した支援窓口（39 ページ）、または県経営支援課（電話 054-221-2526）までご連絡ください。

(1) 経営革新計画の変更に係る承認申請

計画期間中に、①計画期間の延長、②経営革新計画の資金計画の変更などが必要となった場合は、「承認経営革新計画の変更に係る承認申請書」（様式第2号）を、経営革新計画を申請した支援窓口（39 ページ）に提出してください。

ただし、①同一年度内における実施時期の変更、②設備全体の能力に影響を及ぼさないような機種または台数の変更、③単価の増減等による資金総額の若干の変更のような、軽微な変更は、変更承認申請を要しません。

※計画の趣旨が変わるような取組内容の変更については、変更承認申請では取り扱えませんので、必要に応じて、新たに経営革新計画の申請を検討してください。

※変更承認申請が必要かどうか不明な場合は、経営革新計画を申請した支援窓口（39 ページ）までお問い合わせください。

[変更承認申請に必要な書類]

1	承認経営革新計画の変更に係る承認申請書 (様式第2号、変更前と変更後の別表1～5、添付資料 外国関係法人等の概要) ※別表5、添付資料は申請時に提出した場合のみ添付	1部
2	1の写し (様式第2号、変更前と変更後の別表1～5、添付資料の写し)	1部
3	履歴事項全部証明書及び中小企業者等の定款(写し)※申請時から変更があった場合のみ添付	2部
4	中小企業者の最近3期間の決算書 (決算書がない場合、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類)	2部

■申請書の様式は、県経営支援課、(公財)静岡県産業振興財団及び商工会・商工会議所等で用意しています。なお、県ホームページからもダウンロードできます。

県経営革新ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-550/keieikakushin.html>

[記載方法]

● (様式第2号) 承認経営革新計画の変更に係る承認申請書

様式第2号

承認経営革新計画の変更に係る承認申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 ○○市○○町○○-○

名 称 及 び △△工業株式会社

代表者の氏名 代表取締役 □□ □□ 印

年 月 日付で承認を受けた経営革新計画について下記のとおり変更したいので、中小企業等経営強化法第9条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

1 変更事項

- ・ 計画期間の延長
- ・ 経営計画及び資金計画の変更

変更前と変更後を対比して記載してください。

2. 変更事項の内容

当初計画における△△商品の開発において、試作品の性能試験に基づく商品改良に時間を要することから計画期間を1年間延長するため、「実施計画」とそれに基づく「経営計画及び資金計画」を変更するものである。

変更前	変更後
①計画期間 平成26年4月～29年3月（3年計画）	①計画期間 平成26年4月～30年3月（4年計画）
②実施計画 変更前の別表2のとおり	②実施計画 変更後の別表2のとおり
③経営計画及び資金計画 変更前の別表3のとおり	③経営計画及び資金計画 変更後の別表3のとおり

(添付書類)

- ・ 変更前と変更後の別表1～5

変更の詳細を把握するため、変更前と変更後の別表1～5を添付してください。

計画を変更した場合の計画期間は、当初の期間を含めて5年以内です。

(2) 経営革新計画の変更に係る届出

計画期間中に下記のような変更があった場合は、速やかに「承認経営革新計画の変更に係る届出書」(様式第3号)を、経営革新計画を申請した支援窓口(39ページ)に提出してください。

- ①申請者の住所、名称、代表者、電話番号等の変更
- ②申請者の業務形態の変更 [法人化、改組等]
- ③上記以外で県が必要と認める変更

[届出に必要な書類]

1	承認経営革新計画の変更に係る届出書(様式第3号)	1部
2	変更の事実を記した関係書類 [履歴事項全部証明書等]	1部

■届出書の様式は、県経営支援課及び(公財)静岡県産業振興財団、商工会・商工会議所等で用意しています。なお、県ホームページからもダウンロードできます。

県経営革新ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-550/keieikakushin.html>

[記載方法]

●(様式第3号)承認経営革新計画の変更に係る届出書

様式第3号

承認経営革新計画の変更に係る届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 ○○市○○町○○-○
名 称 及 び △△工業株式会社
代表者の氏名 代表取締役 □□ □□ 印

経営革新計画承認書の静岡県知事印押印の上の承認日付です。(申請日ではありません)

年 月 日付で承認を受けた経営革新計画について下記のとおり変更したので、届け出ます。

記

1 変更事項
・本社住所の変更

2 変更事項の内容

変更前	変更後
〒○○○-○○ 静岡市○○区○○町○○○-○	〒○○○-○○ 静岡市○○区△△町△△△-△

変更前と変更後を対比して記載してください

第4章 支援策一覧

経営革新計画の承認を受けると、その計画を実施する際に多様な支援策を受けることができます。

※経営革新計画の承認は支援策の適用・採択を保証するものではありません。

計画の承認後、別途、利用を希望する支援策ごとに、実施機関の審査を受ける必要があります。

■具体的な支援策の内容

(1) 保証・融資の優遇措置

①	信用保証の別枠と限度額の引き上げ（中小企業信用保険法の特例）	27ページ
②	県制度融資（経営革新等貸付）	28ページ
③	公庫低利融資（日本政策金融公庫による低利融資制度）	29ページ
④	高度化融資制度	29ページ

(2) 補助金による支援措置

⑤	経営革新補助金（地域産業総合支援事業費補助金）	30ページ
---	-------------------------	-------

(3) 投資による支援措置

⑥	起業支援ファンドからの投資	30ページ
⑦	中小企業投資育成(株)からの投資（中小企業投資育成株式会社法の特例）	30ページ

(4) 販路開拓の支援措置

⑧	トライアル発注推進事業	31ページ
⑨	販路開拓コーディネート事業	31ページ
⑩	中小企業総合展（新価値創造展）	32ページ

(5) 特許取得の優遇措置

⑪	特許料金の減免（特許関係料金減免制度）	32ページ
---	---------------------	-------

(6) 事業計画への支援措置

⑫	専門家派遣（フォローアップ）	33ページ
---	----------------	-------

(7) 海外展開への支援措置

⑬	日本政策金融公庫による債務保証	33ページ
⑭	(独)日本貿易保険による海外事業資金貸付保険の付保	34ページ

① 信用保証の別枠と限度額の引き上げ（中小企業信用保険法の特例）

(1) 普通保証の別枠設定

金融機関から借り入れる承認経営革新事業資金（海外投資を含む）に関し、通常の保証枠とは別の保証枠を設けています。

	通常（普通保証）	別枠（経営革新関連保証）
有担保	2億円以内（組合は4億円以内）	2億円以内（組合は4億円以内）
無担保有保証人 （うち特別小口）	8,000万円以内 （うち1,250万円以内）	8,000万円以内 （うち1,250万円以内）

※なお、「特別小口」は、小規模事業者（従業員20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の法人あるいは個人）のみが対象となります。

(2) 新事業開拓保証の限度額引き上げ

経営革新のための事業を行うために必要な資金にかかるもののうち、新事業開拓保証の対象となるもの（研究開発費用）について、保証限度額を引き上げております。

中小企業者	2億円以内 → 3億円以内
組合	4億円以内 → 6億円以内

※他の支援策による別枠を既に利用されている方は、利用可能な枠が制限される場合がありますので、ご注意願います。

(3) 海外投資関係保証の限度額引き上げ

経営革新のための事業を行うために必要な資金にかかるもののうち、海外投資関係保証の対象となるものについて、保証限度額を引き上げております（別枠ではありません。）

中小企業者	2億円以内 → 3億円以内
組合	4億円以内 → 6億円以内

問い合わせ先：静岡県信用保証協会 電話 054-252-2121

② 県制度融資（経営革新等貸付）

県と金融機関・信用保証協会が協力し、金融機関を通じて融資を行います。

(1) 経営革新等貸付

項目	内容
貸付利率	年 1.6%以内（平成 28 年 4 月 1 日現在）※金利は <u>固定金利</u> です。
貸付限度額	8,000 万円（設備資金と運転資金の合計）
貸付期間	10 年以内（うち据置期間 1 年以内）
信用保証及び保証料率	取扱金融機関が必要と認めたときは、静岡県信用保証協会の保証が必要です。 保証料 年 0.58%（経営革新関連保証）
担保・保証人	取扱金融機関または信用保証協会の定めるところによります。
申込窓口	県内取扱金融機関 県内商工会議所・商工会、県中小企業団体中央会、（公財）静岡県産業振興財団、 県商工金融課

(2) 成長産業分野支援貸付（経営革新等貸付要件）

経営革新計画承認企業のうち、成長産業分野（※）への参入またはこれらの事業の拡充と認められる場合に利用できます。貸付利率及び貸付限度額以外の要件は(1)経営革新等貸付の要件と同様です。

項目	内容
貸付利率	金融機関所定金利－県利子補給率 0.67%以内 ※金利は <u>固定・変動どちらも可</u>
貸付限度額	10 億円（設備資金と運転資金の合計）

※成長産業とは、医療・福祉機器等（主に製造業）、ロボット、航空宇宙、光・電子、環境技術関連、新エネルギー、次世代自動車、スポーツ産業です。成長分野に該当するかどうかの問い合わせは以下にお願いします。

スポーツ産業以外	静岡県経済産業部 新産業集積課	電話 054-221-3622
スポーツ産業	静岡県経済産業部 商工振興課	電話 054-221-2182

問い合わせ先：静岡県経済産業部 商工金融課 電話 054-221-2513

URL：<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/sikin-20.html>

<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/sikin-25.html>

③ 公庫低利融資（日本政策金融公庫による低利融資制度）

【中小企業事業】新事業活動促進資金（経営革新関連）

貸付利率	融資期間や信用リスクに応じた公庫所定の利率が適用されます。 詳しくは公庫ホームページでご確認ください。 http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/04_sjkakushin_m_t.html
貸付限度額	設備資金 7億2千万円（うち運転資金 2億5千万円）
貸付期間	設備資金 20年以内（うち据置期間 2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置期間 3年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 静岡支店 電話 054-254-3631 浜松支店 電話 053-453-1611

【国民生活事業】新事業活動促進資金（新企業育成貸付）

貸付利率	融資期間や信用リスクに応じた公庫所定の利率が適用されます。 詳しくは公庫ホームページでご確認ください。 http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/04_sjkakushin_m.html
貸付限度額	設備資金 7,200万円（うち運転資金 4,800万円）
貸付期間	設備資金 15年以内（特に必要な場合 20年以内）（うち据置期間 2年以内） 運転資金 5年以内（特に必要な場合 7年以内）（うち据置期間 1年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業 静岡支店 電話 054-254-4411 浜松支店 電話 053-454-2341 沼津支店 電話 055-931-5281

④ 高度化融資制度

組合などが承認を受けた経営革新計画に従って高度化事業を実施する場合、無利子融資（償還期限：20年以内、据置期間3年以内、融資割合80%以内）の対象となります。

（4社以上の任意グループが下記(6)を行う場合にも、組合同様に対象となります。）

高度化事業の内容	
(1) 集団化事業	生産や物流に適した場所に工場団地などをつくる。
(2) 施設集約化事業	工場などが1つに集まって、設備の整った施設をつくる。
(3) 共同施設事業	物流センターや最新設備の研究施設など、共同で使う施設をつくる。
(4) 設備リース事業	設備を組合で購入して、各組合員企業に買い取り予約付きでリースする。
(5) 企業合同事業	中小企業者が合併や出資会社の設立で、事業の集約化を図る。
(6) 経営革新計画承認 グループ事業	承認された経営革新計画に従って、新商品・新技術開発等を行うため、共同利用の研究施設や試験機器などを設置する。

問い合わせ先：静岡県経済産業部 経営支援課 電話 054-221-2526
静岡県中小企業団体中央会 電話 054-254-1511

⑤ 経営革新補助金（地域産業総合支援事業費補助金）

承認を受けた経営革新計画に従って実施する、①新商品・新技術・新役務開発及び②販路開拓に関する経費の一部について、県が助成します。

対象	①新商品・新技術・新役務開発	②販路開拓
補助率	1/2 を限度として県が助成 ※補助金利用者においては、最低 1/2 以上の負担が必要です。	
補助限度額	500 万円	200 万円
補助対象事業	新商品の開発設計、試作・改良、求評等に係る事業	国内外における展示会等への出展や販路開拓に必要な情報の収集、提供等

問い合わせ先：静岡県経済産業部 経営支援課 電話 054-221-2526

URL：<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-550/hojyojigyoku.html>

⑥ 起業支援ファンドからの投資

民間のベンチャーキャピタルが運営するベンチャーファンド（投資事業有限責任組合）へ(独)中小企業基盤整備機構が出資を行い、当該ファンドが経営革新計画の承認を受けた株式会社に対して投資することにより、資金調達支援及び経営支援を行います。主に株式や新株予約権付社債等の取得による資金提供、加えて踏み込んだ経営支援（ハンズオン支援）を行います。

問い合わせ先：(独)中小企業基盤整備機構 ファンド事業部ファンド企画課 電話 03-5470-1672

⑦ 中小企業投資育成(株)からの投資（中小企業投資育成株式会社法の特例）

中小企業投資育成(株)が、原則、資本金 3 億円以下の株式会社に対して、投資（①会社の設立に際して発行される株式の引受け、②増資新株の引受け、③新株予約権の引受け、④新株予約権付社債等の引受け）を行います。また、投資先企業からの依頼に応じ、経営管理または技術の状況に応じて適切な指導を行います。

なお、経営革新計画の承認を受けることにより、①資本金 3 億円超の株式会社や②経営革新事業を行うために設立される資本金 3 億円超の株式会社も投資の対象になります。

問い合わせ先：東京中小企業投資育成株式会社 電話 03-5469-1811

⑧ トライアル発注推進事業

経営革新計画の承認を受けた中小企業者が新たに開発した商品について、県が必要に応じて試験的に購入し、その実績を公表することで、企業の販路開拓を支援する事業です（新商品に選定された場合であっても、県による購入を確約するものではありません）。

項目	内容
対象商品	次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。 ① 経営革新計画の承認を受けた県内の中小企業者が当該計画に基づき新たに新商品として生産する物品 ② 県において有効な用途が認められ、かつ購入が見込まれるもの ③ JIS規格等品質及び安全性に関する基準に合致しているもの ④ 他者の知的財産権を侵害していないもの
備考	選定、購入実績、評価等は県ホームページで公表しています。

問い合わせ先：静岡県経済産業部 商工振興課 電話 054-221-2181

URL：<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-510/trial/index.html>

⑨ 販路開拓コーディネート事業

(独)中小企業基盤整備機構が、商社OB等の「販路開拓コーディネーター」を配置することで、経営革新計画承認企業などが開発した新商品等を、商社・企業などに紹介または取り次ぎを行い、具体的な販路開拓活動を支援します。大規模なマーケットである首都圏・近畿圏の市場をターゲットとする経営革新計画承認企業などの販路開拓を促進します。

なお、申し込みは(公財)静岡県産業振興財団 企業支援チームにて受け付けています。

問い合わせ先：(公財)静岡県産業振興財団 企業支援チーム 電話 054-273-4434

(独)中小企業基盤整備機構 経営支援課 電話 03-5470-1564

URL：<http://www.smrj.go.jp/venture/consult/hannrokaitaku/index.html>

⑩ 中小企業総合展（新価値創造展）

（独）中小企業基盤整備機構が、経営革新に取り組んでいる中小企業者等の成果を一堂に集め、ビジネスマッチングの場を提供するため、中小企業総合展を開催します。出展企業は新商品・新技術等の経営革新への取組を、展示・プレゼンテーションにより紹介できます。また、会場内には来場者との商談コーナーや中小企業支援機関による施策普及コーナー等も設置されています。

参加することにより、ビジネスマッチングの機会を得ることができます。

項目	開催概要
日時・会場	東京：例年、東京ビックサイトにて10月下旬の3日間開催 大阪：例年、インテックス大阪にて5月下旬の3日間開催
出展料	有料 商談用テーブル・イスなどの備品リース料、電気工事及び使用料、仮設電話回線工事及び使用料等は実費です。
手続の流れ	総合展開催事務局に出展申込書を提出してください。 （書面審査にて出展者を決定します。）

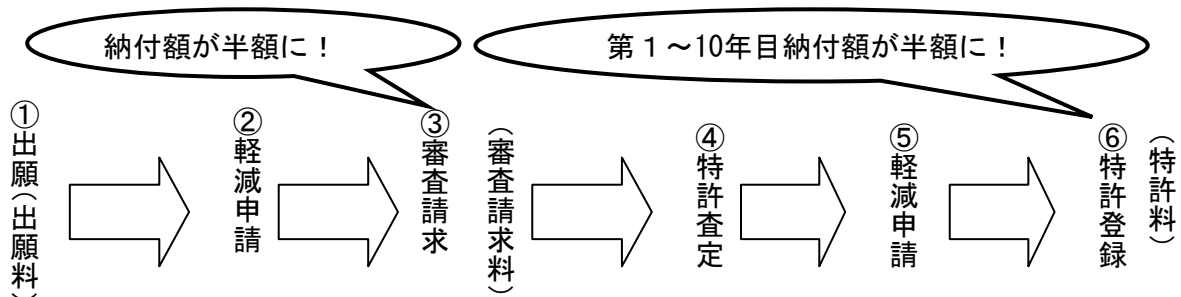
問い合わせ先：（独）中小企業基盤整備機構 販路支援課

電話 03-5470-1525

⑪ 特許料金の減免（特許関係料金減免制度）

承認を受けた経営革新計画における技術開発に関する特許出願を行う中小企業者（経営革新計画の開始から経営革新計画終了後2年以内に特許出願を行う場合）を対象に、特許関係料金のうち、①審査請求料、②特許料（第1～10年分）を半額軽減する制度です。

（ただし、既に納付している料金は還付されません。）



問い合わせ先：経済産業省産業技術環境局 産業技術政策課

電話 03-3501-1773

⑫ 専門家派遣（フォローアップ）

（公財）静岡県産業振興財団が、経営分野・技術分野・情報化分野・デザイン分野の専門的知識と実務経験を有する経営支援アドバイザーを、経営革新計画の承認を受けた中小企業に派遣し、計画を進める上で必要な課題の解決に向けてアドバイスをを行います。

概 要	
派遣回数	1企業あたり2回（1回あたり1日・3～4時間程度）
派遣費用	1回あたり10,000円（2回で20,000円） ※アドバイザーの派遣に要する経費の一部（1回あたり謝金30,000円の2/3及び旅費）は財団が負担します。
アドバイザーの選定	財団に登録された専門家の中から選べます。また、相談内容に応じて財団で選定することも可能です。
アドバイスの内容	
経営	経営・資金計画、販売・営業・設備計画、市場調査、人材確保・教育、労務管理 など
技術	生産・加工技術等の向上、新製品等研究開発、ISO など
情報化	コンピュータ、ソフトウェアの導入、既設コンピュータ、ソフトウェアの有効活用 など
デザイン	工業・商業デザイン など

問い合わせ先：（公財）静岡県産業振興財団 経営革新支援チーム 電話 054-273-4432

⑬ 日本政策金融公庫による債務保証

中小企業者の外国関係法人等が、現地（海外）の金融機関から期間1年以上の長期資金を借入する際に、日本政策金融公庫が信用状を発行し、その債務を保証します。

保証の方法	信用状（スタンドバイ・クレジット）の発行	
保証限度額	一保証先につき4億5千万円	
保証料率	公庫所定の料率	
保証の対象となる 貸付金債権 （海外金融機関 の融資内容）	資金使途	長期の設備資金及び運転資金
	融資期間	1年以上5年以内
	貸付金債権の相手方 （債務者）	経営革新計画の承認を受けた中小企業者等 （海外支店）またはその外国関係法人等

問い合わせ先：日本政策金融公庫 中小企業事業

静岡支店 電話 054-254-3631

浜松支店 電話 053-453-1611

⑭ (独)日本貿易保険による海外事業資金貸付保険の付保

中小企業者の外国関係法人等が、現地（海外）の金融機関から期間1年未満の短期資金を借入する際に、地銀等の保証に加え、(独)日本貿易保険(NEXI)が海外事業資金貸付保険を付保します。

保険の種類	海外事業資金貸付（貸付金債権等）	
保険引受限度額	上限の定めは特になし	
保険料率	日本貿易保険所定の保険料率	
保険の対象となる 貸付金債権 (海外金融機関 の融資内容)	資金用途	短期の設備資金及び運転資金
	融資期間	1年未満
	貸付金債権の相手方 (債務者)	経営革新計画の承認を受けた中小企業者 等の外国関係法人等

問い合わせ先: (独)日本貿易保険 営業第一部 営業企画グループ 電話 03-3512-7563

第5章 よくある質問

【申請の対象について】

<p>問1 大企業の子会社も申請の対象となりますか。</p>
<p>答 大企業の子会社（株式または出資額の過半を大企業に有されているもの）であっても、法律第2条の中小企業者に該当すれば申請の対象となり得ます。ただし、出資割合によっては、承認されても支援策の対象外となる場合もあるので、各支援機関に確認してください。</p>
<p>問2 士業法人は申請の対象となりますか。</p>
<p>答 特許業務法人、税理士法人等の士業法人は、個別の法律に基づく法人であり、当該法律において会社法の合名会社の規定を準用しているため会社とみなされています。このため、法律第2条の中小企業者に該当する場合は申請の対象となります。</p> <p>（士業法人とは、士業を規定する法律に基づく法人。上記の他、司法書士法人、土地家屋調査士法人等があります。）</p>
<p>問3 医療法人、学校法人等は申請の対象となりますか。</p>
<p>答 医療法人及び学校法人は、それぞれ個別の法律に基づく法人ですが、会社法の会社の規定を準用していないことから会社とは言えず、法律第2条に規定する中小企業者には該当しません。そのため申請の対象にはなりません。</p> <p>また、社会福祉法人も会社法の会社の規定を準用していないので対象外です。</p> <p>※個人開業医は対象となりますか。</p> <p>中小企業基本法における中小企業者の定義と同様に、個人開業医は申請の対象（中小企業者）となります。</p>
<p>問4 NPOは申請の対象となりますか。</p>
<p>答 NPO（特定非営利活動法人）は、法律第2条の中小企業者に該当しない（会社または個人ではない）ため、申請の対象となりません。</p>
<p>問5 柔道整復業、接骨業、獣医業は申請の対象となりますか。</p>
<p>答 申請の対象となります（サービス業）。</p>
<p>問6 あん摩業等（あん摩業、マッサージ業、指圧業、針業または灸業）は申請の対象となりますか。</p>
<p>答 あん摩業等を営む者が申請を行うことは可能です。ただし、これらの事業は、現状では誘客に係る広告規制があり、その趣旨から、申請する計画はあん摩業等と関連しない（あん摩業等の売上増加に影響を及ぼさない）内容である必要があります。例：個人事業主である申請者が、施術所とは異なる屋号で、あん摩業等と関連しない新規事業に取り組む計画は申請可能。</p>
<p>問7 農業生産法人のうち、「合名会社、合資会社、株式会社、有限会社」は申請の対象となりますか。</p>
<p>答 申請の対象となります（個人の農業者も対象となります）。</p>
<p>問8 創業間もない企業は、申請の対象となりますか。</p>
<p>答 本法律における経営革新は、既存の事業から新たな取組を行って経営の向上を図る中小企業を支援するものであるため、創業間もない企業やこれから創業をする者は想定していません。</p> <p>ただし、申請までに1年程度の営業実績があり、この期間の概要を書面で説明できれば、申請の対象となり得ます。</p>

<p>問9 既に旧中小企業創造活動促進法の認定を受けている企業は、申請対象となりますか。</p> <p>答 ①旧創造法の認定と違うテーマでの経営革新計画の承認申請であれば、同一企業であっても問題ありません。②旧創造法の認定企業が旧創造法と同様のテーマで、経営革新計画の承認申請をしてきた場合においては、法律第2条第7項で「新事業活動を行うことにより」と規定されているため、対象外となります。</p>
<p>問10 承認を受けた経営革新計画を実施中の企業が、別の新たな事業で再度申請することは可能ですか。</p> <p>答 当該企業の既存事業及び承認経営革新計画とは別の事業であれば、申請が可能です。 なお、支援策について、信用保証の別枠がさらに2倍、低利融資の上限がさらに2倍となるようなことはありません。</p>
<p>問11 都道府県で承認を受けた企業がグループ編成し、国で承認を受けることは可能ですか。</p> <p>答 経営革新計画の内容が同様である場合、複数の行政庁から承認を受けることはできません。既に都道府県から承認を受けている企業であっても、内容が異なった計画であれば当該計画の実施者が県域をまたがるような場合は国（地方経済産業局含む）への申請は可能です。</p>

【申請先について】

<p>問12 現在の本社所在地（実際の営業活動拠点）と登記上の本社（自宅等）が異なる場合の申請先はどこですか。</p> <p>答 登記されている本社所在地の都道府県になります。</p>
<p>問13 本社の所在地は静岡県であるが、経営革新事業の中心は支店（工場）の県外で行う場合に県外に申請することは可能ですか。</p> <p>答 申請は本社所在地の静岡県になります。</p>
<p>問14 個人が申請する場合、本社所在地は自宅、事業所在地どちらでも構わないのですか。</p> <p>答 個人についても法人と同様、登記上の所在地（個人の場合、印鑑証明書または住民票に記載されている住所）を本社所在地としてください。</p>

【申請書作成について】

<p>問15 別表3の運転資金は、その年度の必要運転資金ですか。それとも前年度に比べての増加運転資金ですか。</p> <p>答 その年度の必要運転資金です。</p>
<p>問16 別表3の運転資金は、具体的にどのような経費で算出すればよいのですか。</p> <p>答 運転資金については様々な算出方法があるので、これを特定することは困難ですが、例えば、次のような算出方法が考えられます。 運転資金＝売上債権＋棚卸資産－仕入債務等</p>
<p>問17 複数社で計画をたてる場合、決算時期が違う場合の申請書の記載方法と計画期間の据え方はどのようにしたらよいのですか。</p> <p>答 それぞれの企業で別表3を記入し、総括表の作成に関しては、それぞれの企業で記述した別表3の1年後・2年後…を単純に合計し、当該合計値から付加価値額の伸び率を算出するため、決算時期が別々であっても特段の支障はありません。また、計画期間は、当該グループにおいて経営革新事業の開始時期から最大5年間となります。</p>

【承認に際して】

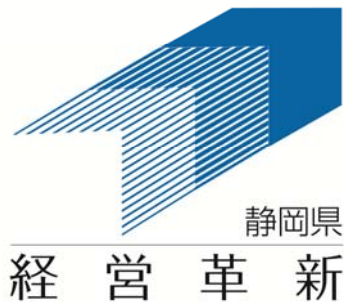
問 18	経営革新計画は3～5年計画以外は承認できないのですか。
答	法律第3条に基づく基本方針において、計画期間は3年間～5年間と定められているため、承認できません。
問 19	申請時の直近期末が赤字の場合、承認対象となりますか。
答	経営の向上を目指す企業を支援することが目的であるため、赤字企業だからと言って不承認にする理由にはなりません。 ただし、計画終了時に黒字に転じていない計画は、承認できません。

【承認後の手続きについて】

問 20	承認企業が本社を移転した場合、手続きはどのようになるのですか。
答	承認経営革新事業の内容に変更がなく、単に本社のみ移転であって、承認経営革新事業に変更を生じない場合は、軽微な変更であるため、計画の変更承認申請（様式第2号）は必要ありません。ただし、変更の届出（様式第3号）は必要です。
問 21	承認時は中小企業であったが計画期間内に大企業になった場合、承認は取り消されるのですか。
答	承認を取り消されることはありません。ただ、大企業になる前に活用した支援策については従前のおりとなりますが、大企業となつてからは支援策を活用することはできません。
問 22	承認企業が倒産した場合、手続きはどのようになるのですか。
答	事業を行っていないため、法律第8条第2項に基づき取消しとなります。
問 23	計画終了時に目標を達成できなかった企業には何らかのペナルティがあるのですか。
答	経営の向上に関する数値目標が達成されていないことを理由とした承認の取消し、融資の引き上げ等のペナルティはありません。ただし、経営革新計画の実施状況について虚偽または報告を怠った場合は、30万円以下の罰金を課すこととしています。（法律第52条）
問 24	計画が終了した企業は、再度申請することができるのですか。
答	終了した計画と別の事業内容であれば、再度の申請が可能です。
問 25	静岡県で承認された企業が県外の政府系金融機関等へ融資等の申込等はできますか。
答	融資及び保証については、原則的には、承認企業の主たる事務所の登記されている地区を管轄している政府系金融機関または信用保証協会への申込となります。
問 26	承認通知書や経営革新のロゴを商品PRや広告に用いることはできますか。
答	できません。経営革新計画の承認はあくまで事業計画に対する承認であり、個々の商品や技術等について、他企業及び一般個人に対して商取引を推奨するものではありません。このことから、消費者や取引相手が経営革新の承認を誤認するような広告行為は慎んでください。

※ 文中の「法律」とは「中小企業等経営強化法」を指します。

様式第5号



様

経営革新計画（の変更）承認書

平成 年 月 日付けをもって申請のあった経営革新計画について、
中小企業等経営強化法第8条第1項(第9条)の規定に基づき承認する。

1 経営革新計画のテーマ

「
」

2 経営革新計画の期間

「平成 年 月 ～ 平成 年 月」

商 経 第 号

平成 年 月 日

静岡県知事

■ お問い合わせ先（経営革新支援窓口一覧）

・（公財）静岡県産業振興財団 TEL054-273-4432 〒420-0853 静岡市葵区追手町 44-1 静岡県産業経済会館 4階																																																					
・ 下田商工会議所 TEL0558-22-1181 〒415-8603 下田市 2丁目 12-17																																																					
・ 伊東商工会議所 TEL0557-37-2500 〒414-0028 伊東市銀座元町 6-11																																																					
・ 熱海商工会議所 TEL0557-81-9251 〒413-0014 熱海市渚町 8-2																																																					
・ 三島商工会議所 TEL055-975-4441 〒411-8644 三島市一番町 2-29																																																					
・ 沼津商工会議所 TEL055-921-1000 〒410-0046 沼津市米山町 6-5																																																					
・ 富士宮商工会議所 TEL0544-26-3101 〒418-0063 富士宮市豊町 18-5 富士健康福祉センター-富士宮分庁舎 2F																																																					
・ 富士商工会議所 TEL0545-52-0995 〒417-8632 富士市瓜島町 82																																																					
・ 静岡商工会議所 TEL054-253-5113 〒420-0851 静岡市葵区黒金町 20-8																																																					
・ 焼津商工会議所 TEL054-628-6251 〒425-0026 焼津市焼津 4-15-24																																																					
・ 藤枝商工会議所 TEL054-641-2000 〒426-0025 藤枝市藤枝 4-7-16																																																					
・ 島田商工会議所 TEL0547-37-7155 〒427-0029 島田市日之出町 4-1																																																					
・ 掛川商工会議所 TEL0537-22-5151 〒436-0079 掛川市掛川 551-2																																																					
・ 袋井商工会議所 TEL0538-42-6151 〒437-8691 袋井市新屋 1-2-1																																																					
・ 磐田商工会議所 TEL0538-32-2261 〒438-0078 磐田市中泉 281-1																																																					
・ 浜松商工会議所 TEL053-452-1115 〒432-8501 浜松市中区東伊場 2-7-1																																																					
・ 静岡県商工会連合会 TEL054-255-9811 〒420-0853 静岡市葵区追手町 44-1 静岡県産業経済会館 6階																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">商工会</th> <th>御殿場市 TEL0550-83-8822</th> <th>岡部町 TEL054-667-0244</th> <th>森町 TEL0538-85-3126</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河津町 TEL0558-34-0821</td> <td>裾野市 TEL055-992-0057</td> <td>大井川 TEL054-622-0393</td> <td>浅羽町 TEL0538-23-2440</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東伊豆町 TEL0557-95-2167</td> <td>長泉町 TEL055-986-0685</td> <td>吉田町 TEL0548-32-3366</td> <td>磐田市 TEL0538-36-9600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南伊豆町 TEL0558-62-0675</td> <td>清水町 TEL055-975-6987</td> <td>牧之原市 TEL0548-52-0640</td> <td>天竜 TEL053-925-5151</td> <td></td> </tr> <tr> <td>松崎町 TEL0558-42-0470</td> <td>沼津市 TEL055-966-1331</td> <td>島田市 TEL0547-45-4611</td> <td>浜北 TEL053-586-2171</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西伊豆町 TEL0558-52-0270</td> <td>芝川 TEL0544-65-0273</td> <td>川根本町 TEL0547-56-0231</td> <td>奥浜名湖 TEL053-527-2600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊豆市 TEL0558-72-8511</td> <td>富士市 TEL0545-71-2358</td> <td>菊川市 TEL0537-36-2241</td> <td>浜名 TEL053-592-3111</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊豆の国市 TEL055-949-3090</td> <td>由比町 TEL054-375-2620</td> <td>御前崎市 TEL0537-86-2146</td> <td>新居町 TEL053-594-0634</td> <td></td> </tr> <tr> <td>函南町 TEL055-978-3995</td> <td>蒲原 TEL054-385-3185</td> <td>大東町 TEL0537-72-2701</td> <td>湖西市 TEL053-576-0637</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小山町 TEL0550-76-1100</td> <td>静岡市清水 TEL054-369-0431</td> <td>大須賀町 TEL0537-48-2262</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				商工会		御殿場市 TEL0550-83-8822	岡部町 TEL054-667-0244	森町 TEL0538-85-3126	河津町 TEL0558-34-0821	裾野市 TEL055-992-0057	大井川 TEL054-622-0393	浅羽町 TEL0538-23-2440		東伊豆町 TEL0557-95-2167	長泉町 TEL055-986-0685	吉田町 TEL0548-32-3366	磐田市 TEL0538-36-9600		南伊豆町 TEL0558-62-0675	清水町 TEL055-975-6987	牧之原市 TEL0548-52-0640	天竜 TEL053-925-5151		松崎町 TEL0558-42-0470	沼津市 TEL055-966-1331	島田市 TEL0547-45-4611	浜北 TEL053-586-2171		西伊豆町 TEL0558-52-0270	芝川 TEL0544-65-0273	川根本町 TEL0547-56-0231	奥浜名湖 TEL053-527-2600		伊豆市 TEL0558-72-8511	富士市 TEL0545-71-2358	菊川市 TEL0537-36-2241	浜名 TEL053-592-3111		伊豆の国市 TEL055-949-3090	由比町 TEL054-375-2620	御前崎市 TEL0537-86-2146	新居町 TEL053-594-0634		函南町 TEL055-978-3995	蒲原 TEL054-385-3185	大東町 TEL0537-72-2701	湖西市 TEL053-576-0637		小山町 TEL0550-76-1100	静岡市清水 TEL054-369-0431	大須賀町 TEL0537-48-2262		
商工会		御殿場市 TEL0550-83-8822	岡部町 TEL054-667-0244	森町 TEL0538-85-3126																																																	
河津町 TEL0558-34-0821	裾野市 TEL055-992-0057	大井川 TEL054-622-0393	浅羽町 TEL0538-23-2440																																																		
東伊豆町 TEL0557-95-2167	長泉町 TEL055-986-0685	吉田町 TEL0548-32-3366	磐田市 TEL0538-36-9600																																																		
南伊豆町 TEL0558-62-0675	清水町 TEL055-975-6987	牧之原市 TEL0548-52-0640	天竜 TEL053-925-5151																																																		
松崎町 TEL0558-42-0470	沼津市 TEL055-966-1331	島田市 TEL0547-45-4611	浜北 TEL053-586-2171																																																		
西伊豆町 TEL0558-52-0270	芝川 TEL0544-65-0273	川根本町 TEL0547-56-0231	奥浜名湖 TEL053-527-2600																																																		
伊豆市 TEL0558-72-8511	富士市 TEL0545-71-2358	菊川市 TEL0537-36-2241	浜名 TEL053-592-3111																																																		
伊豆の国市 TEL055-949-3090	由比町 TEL054-375-2620	御前崎市 TEL0537-86-2146	新居町 TEL053-594-0634																																																		
函南町 TEL055-978-3995	蒲原 TEL054-385-3185	大東町 TEL0537-72-2701	湖西市 TEL053-576-0637																																																		
小山町 TEL0550-76-1100	静岡市清水 TEL054-369-0431	大須賀町 TEL0537-48-2262																																																			
・ 静岡県中小企業団体中央会																																																					
静岡事務所 TEL054-254-1511 〒420-0853 静岡市葵区追手町 44-1 静岡県産業経済会館 5階																																																					
東部事務所 TEL055-963-4511 〒410-0881 沼津市八幡町 7-1																																																					
西部事務所 TEL053-453-2195 〒430-0929 浜松市中区中央 1-17-19																																																					

静岡県経済産業部 経営支援課 TEL054-221-2526 〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6

■ 静岡県経営革新ホームページ ■

最新の経営革新計画の承認案件一覧、事例集などを掲載しています。

<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-550/kakushinkeikaku.html>